



成寿園短期入所生活介護事業所（ショートステイ）

（令和4年10月1日現在）

①施設利用料

【個室の場合】

介護保険1割負担		
個室		日額
要支援 1		446
要支援 2		555
要介護 1		596
要介護 2		665
要介護 3		737
要介護 4		806
要介護 5		874

+

実費負担（日額）		
区分	食費	居住費
第1段階	300	320
第2段階	600	420
第3段階①	1000	820
第3段階②	1,300	820
第4段階	1,850	1,450

=

自己負担合計（日額）				
第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
1,066	1,466	2,266	2,566	3,746
1,175	1,575	2,375	2,675	3,855
1,216	1,616	2,416	2,716	3,896
1,285	1,685	2,485	2,785	3,965
1,357	1,757	2,557	2,857	4,037
1,426	1,826	2,626	2,926	4,106
1,494	1,894	2,694	2,994	4,174

【多床室の場合】2人部屋と4人部屋があります

介護保険1割負担		
多床室		日額
要支援 1		446
要支援 2		555
要介護 1		596
要介護 2		665
要介護 3		737
要介護 4		806
要介護 5		874

+

実費負担（日額）		
区分	食費	居住費
第1段階	300	0
第2段階	600	370
第3段階①	1000	370
第3段階②	1,300	370
第4段階	1,850	840

=

自己負担日額合計（日額）				
第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
746	1,416	1,816	2,116	3,136
855	1,525	1,925	2,225	3,245
896	1,566	1,966	2,266	3,286
965	1,635	2,035	2,335	3,355
1,037	1,707	2,107	2,407	3,427
1,106	1,776	2,176	2,476	3,496
1,174	1,844	2,244	2,544	3,564

※朝食代(450)/昼食代(550)/夕食代(850)

- ②送迎加算 184円/片道
- ③夜勤職員配置加算 13円/日
- ④機能訓練体制加算 12円/日
- ⑤サービス提供体制強化加算Ⅲ 6円/日
- ⑥療養食加算 8円/回（医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合）
- ⑦介護職員処遇改善加算Ⅱ (所定単位×60/1000) / 月（一円未満の端数は切り捨て）
- ⑧介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (所定単位×23/1000) / 月（一円未満の端数は切り捨て）
- ⑨介護職員等ベースアップ等支援加算 (所定単位×16/1000) / 月（一円未満の端数は切り捨て）

※所定単位とは、①～⑥までにより算定した単位（うち食費・居住費は含まない）の合計です。

○通常実施地域以外に居住する利用者に対して送迎を行う場合は

通常実施地域の境界より路程1キロメートルあたり35円を実費として徴収させていただきます。

又、安芸灘大橋等有料道路についても実費を徴収させていただきます。

（事業所の通常実施地域は、呉市とする。但し、下蒲刈、蒲刈、豊浜、豊、音戸、倉橋の区域は除く）

2割 3割

成寿園短期入所生活介護事業所

(ショートステイ)

(令和4年10月1日現在)

①施設利用料

【個室の場合】

介護保険2割負担		介護保険3割負担	
個室	日額	個室	日額
要支援 1	892	要支援 1	1,338
要支援 2	1,110	要支援 2	1,665
要介護 1	1,192	要介護 1	1,788
要介護 2	1,330	要介護 2	1,995
要介護 3	1,474	要介護 3	2,211
要介護 4	1,612	要介護 4	2,418
要介護 5	1,748	要介護 5	2,622

実費負担(日額)		
区分	食費	居住費
第1段階	300	320
第2段階	390	420
第3段階	650	820
第4段階	1,850	1,450

自己負担合計(日額)	
2割負担	3割負担
4,192	4,638
4,410	4,965
4,492	5,088
4,630	5,295
4,774	5,511
4,912	5,718
5,048	5,922

+

=

【多床室の場合】2人部屋と4人部屋があります

介護保険2割負担		介護保険3割負担	
多床室	日額	多床室	日額
要支援 1	892	要支援 1	1,338
要支援 2	1,110	要支援 2	1,665
要介護 1	1,192	要介護 1	1,788
要介護 2	1,330	要介護 2	1,995
要介護 3	1,474	要介護 3	2,211
要介護 4	1,612	要介護 4	2,418
要介護 5	1,748	要介護 5	2,622

実費負担(日額)		
区分	食費	居住費
第1段階	300	0
第2段階	390	370
第3段階	650	370
第4段階	1,850	840

自己負担合計(日額)	
2割負担	3割負担
3,582	4,028
3,800	4,355
3,882	4,478
4,020	4,685
4,164	4,901
4,302	5,108
4,438	5,312

+

=

※朝食代(450)/昼食代(550)/夕食代(850)

	2割	3割
②送迎加算	368円/片道	552円/片道
③夜勤職員配置加算	26円/日	39円/日
④機能訓練体制加算	24円/日	36円/日
⑤サービス提供体制強化加算Ⅲ	12円/日	18円/日
⑥療養食加算	16円/回	24円/回
⑦介護職員処遇改善加算Ⅱ		
⑧介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ		
⑨介護職員等ベースアップ等支援加算		

(医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合)

(所定単位×60/1000) / 月 (一円未満の端数は切り捨て)

(所定単位×23/1000) / 月 (一円未満の端数は切り捨て)

(所定単位×16/1000) / 月 (一円未満の端数は切り捨て)

※所定単位とは、①～⑥までにより算定した単位(うち食費・居住費は含まない)の合計です。

○通常実施地域以外に居住する利用者に対して送迎を行う場合は

通常実施地域の境界より路程1キロメートルあたり35円を実費として徴収させていただきます。

又、安芸灘大橋等有料道路についても実費を徴収させていただきます。

(事業所の通常実施地域は、呉市とする。但し、下蒲刈、蒲刈、豊浜、豊、音戸、倉橋の区域は除く)